

# 公 募 公 告

下記のとおり公告に付する。

## 記

### 1 公募に付する事項

- (1) 件名 水戸法務総合庁舎内におけるセルフ式複写機等の設置業務
- (2) 募集者数 1 業者（法人又は個人）
- (3) 使用許可期間

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日までとする。

ただし、使用を許可したものが必要と認めた場合は、一度に限り最大 5 年間、期間の更新をすることができる。なお、期間には、機器の設置、原状回復のための機器の撤去に要する期間を含むものとする。

### 2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (6) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものではない者として次の要件を満たす者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

### 3 公募要領の配布及び応募申込み

公募に参加しようとする者は、令和 7 年 8 月 1 3 日（水）午後 5 時までに、

次の申込先に原則電子メールにより公募要領の配布希望の連絡を行い、事後に電話確認すること。

(1) 申込先

水戸地方検察庁事務局会計課国有財産係

茨城県水戸市北見町 1－1

電話番号：029－227－9810（直通）

メールアドレス：ppo07-kaikeika.wd3@i.moj.go.jp

(2) 申込受付（公募要領の配布）期間

令和7年7月14日（月）午前8時30分から同年8月13日（水）午後5時まで（閉庁日を除く）

(3) 申込み方法

原則電子メールにより、公募要領添付の公募申込書を提出すること。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出先

前記3(1)のとおり

(2) 提出期限

令和7年8月26日（火）午後5時（必着）

(3) 提出方法

前記3(3)のとおり

(4) 企画提案に係る経費

企画提案書の作成及び提出、その他本公募に参加するために発生した経費は、その一切を提案者の負担とする。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無

提出された企画提案書等の内容について確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを行うことがある。

5 選定方法

上記2の参加資格要件を備え、公募要領に沿った企画提案書の提出があった者の提案内容の審査を行い、その審査点が最も高い者を選定する。

6 企画提案書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書又は公募要領に従った内容ではない企画提案書は無効とする。

以上、公告する。

令和7年7月14日

水戸地方検察庁検事正 林 享 男